

電気・ガス価格激変緩和対策事業への協力について

2022 年 12 月 7 日
電気事業連合会

政府は本年 10 月 28 日にとりまとめた「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、エネルギー価格高騰への対処として、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する措置を実施することとしています。

具体的には、各小売電気事業者が、国からの補助金を原資として、2023 年 2 月～10 月分電気料金（1 月～9 月使用分）に対し、使用量に応じた値引き（注）を行い、家庭や企業を支援するものです。値引きの内容等は、各事業者のホームページや毎月の検針票等で確認することができます。

電気事業連合会加盟各社は、今回の国による措置が円滑に進められるよう本事業に協力してまいります。

（注）：国におけるモデルケース（使用電力量 400kWh/月）においては、本措置の適用により毎月 2,800 円の値引きとなります。
なお、本措置の適用にあたり、お客さまの手続きは不要です。

<参考> 電気・ガス価格激変緩和対策事業 HP（資源エネルギー庁）
<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

以上